

定款及び業務規程 変更案の概要について

2021年11月4日

電力広域的運営推進機関

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款及び業務規程を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。変更の背景、変更内容等については、スライド 2 以降にて説明します。
 1. 本機関の事務局組織等に関する規定の変更（定款、業務規程）【スライド 2～7】
 - 本機関の事務局組織及び理事の定数に関する変更

本機関は、設立段階においては、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関としての役割を担うこととされており、業務規程の定めるところにより、事務局に、事務局長及び部等を設置するとともに、各部等の業務分掌を定めている。



2022年4月からは、設立段階からの業務に加えて、エネルギー供給強靱化法（※1）による電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法（※2）の改正により、本機関において、これまでと大きく属性の異なる業務が追加される。また、需給ひっ迫対応に係る各種取組など、電力事業を取り巻く環境変化に対応するため、組織を横断して企画及び立案を進める必要性が高まっている。

※1 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）

※2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）



これらに対応するため、

- 新たな業務に対応するとともに組織を横断した業務の円滑な運営を行うため、新たな組織体制の構築が必要
- 新たに設置する再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事の選任に係る規定の変更が必要。
- 本機関に関する内外の環境変化に対応した各部等の業務分掌の明確化が必要。

[変更内容]

(組織及び職員)

- 再生可能エネルギー電気特措法改正に伴い、2022年4月から本機関に新たに追加される業務（供給促進交付金・調整交付金・系統設置交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札）及び国際関係業務に対応するための組織として、「再生可能エネルギー・国際部」を置く旨規定
- 本機関の業務に関する総合調整、組織を横断した基本的な企画・立案を行う組織として、「政策調整室」を置く旨規定

(組織の業務分掌)

- 事務局に新たに置く「再生可能エネルギー・国際部」、「政策調整室」の業務分掌を追加
- 本機関に関する内外の環境変化に対応して各部等の業務分掌を明確化した表現に変更

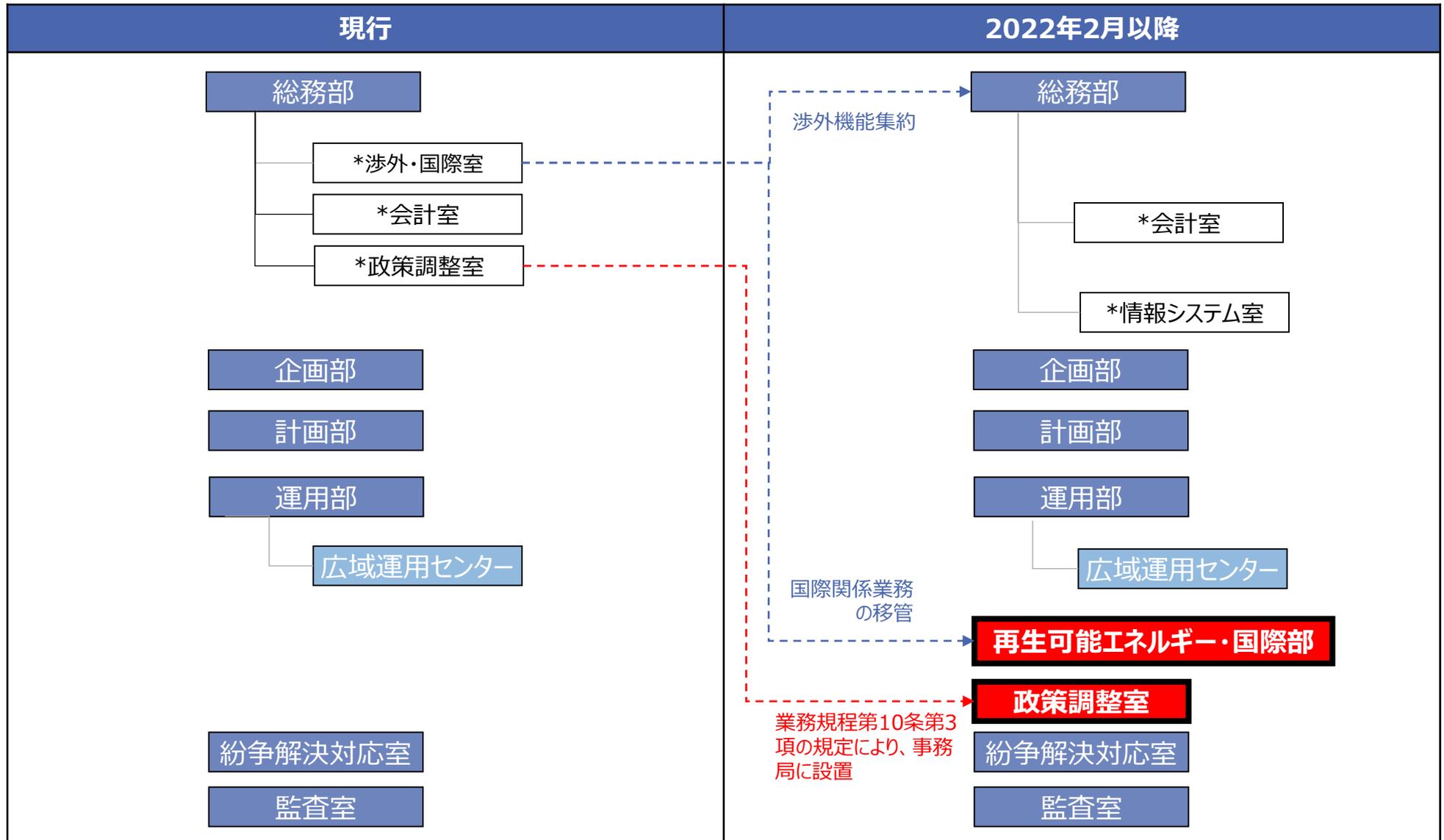
(理事の増員に係る施行期日)

- 事務局に新たに置く「再生可能エネルギー・国際部」を管掌する理事の選任のため、理事の増員に関する定款改正（※）の施行期日を変更

※ 理事の定数を、「4人以内」から「5人以内」に変更

【定款附則（令和3年4月16日）第1条第2項】<変更>

【業務規程第2条、第10条、別表2-1】<変更>



*業務規程第10条第5項の規定による部等に設置する室

(参考) 本機関の事務局組織等に関する規定の変更
(新旧対照表：定款)

【定款】

<変更前>

附則（令和3年4月16日）

（施行期日）

第1条（略）

- 2 前項の規定にかかわらず、第28条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

（新設）

【定款】

<変更後>

附則（令和3年4月16日）

（施行期日）

第1条（略）

- 2 前項の規定にかかわらず、第28条の規定は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

- 第1条 この定款は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。



(参考) 本機関の事務局組織等に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

【業務規程】

<変更前>

(用語)

第2条 (略)

2 (略)

一～二十六 (略)

二十七 「F I T法」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）」をいう。

二十八 「FIT電源」とは、F I T法に定める認定発電設備をいう。

二十九～四十四 (略)

(事務局)

第10条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～四 (略)

(新設)

(新設)

五・六 (略)

4～8 (略)



【業務規程】

<変更後>

(用語)

第2条 (略)

2 (略)

一～二十六 (略)

二十七 「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）」をいう。

二十八 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法に定める認定発電設備をいう。

二十九～四十四 (略)

(事務局)

第10条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～四 (略)

五 再生可能エネルギー・国際部

六 政策調整室

七・八 (略)

4～8 (略)

(参考) 本機関の事務局組織等に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ②

【業務規程】

<変更前>

別表 2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「に関すること」の記載を省く。)、国の各種機関との連絡調整(許可申請に関する総括を含む。)、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務(定款、業務規程及び送配電等業務指針を含む。)、環境、事業計画、予算、組織・要員、委員会、渉外、業務改善、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、統計(年次報告書の作成を含む。)、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム(運用部所管のものを除く。)の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項
企画部	企画、調査・研究、容量市場
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務
(略)	(略)
(略)	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理(あっせん・調停)、指導・勧告、制裁
監査室	内部監査



【業務規程】

<変更後>

別表 2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、 <u>総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用</u> 、他の部・室に属さない事項
企画部	容量市場の設計・管理、調整力の在り方の企画及び立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画及び立案、グリッドコードの企画及び立案、その他企画全般
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、 <u>電源入札等の設計・管理</u> 、設備形成計画の策定、系統アクセス業務
(略)	(略)
(略)	(略)
<u>再生可能エネルギー・国際部</u>	<u>再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括</u>
<u>政策調整室</u>	<u>本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画及び立案</u>
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般